

平成 29 年度に主務省令期間が終了した行政執行法人に係る
効率化評価の結果について

平成 30 年 11 月 29 日
独立行政法人評価制度委員会評価部会

- 1 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）において、「行政執行法人は、（略）三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間の最後の事業年度の終了後、当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣の評価を受けなければならない」（第 35 条の 11 第 2 項）、また、「委員会は、（略）通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、主務大臣に意見を述べなければならない」（同条第 7 項）とされている。
- 2 今般、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間における独立行政法人統計センターの年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況について、主務大臣による評価が行われ、本委員会に対して評価の結果が通知された。
- 3 評価部会において、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月総務大臣決定、平成 27 年 5 月改定）に基づき、当該評価の結果を調査審議したところ、
 - ① いずれの項目についても、評定を付すに至った根拠・理由等が合理的かつ明確に記述されていること、
 - ② 平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間における業務の効率化に関する計画を達成していると認められること、から、主務大臣に意見を述べる必要があると考えられるものは無いとの結論に至った。

（以上）